

## 宇都宮市境界確認事務処理要領

### (趣旨)

第1条 宇都宮市長が管理する認定市道及び法定外公共物並びに国土交通省所管の国有地（以下「公共用財産」という。）と隣接する民有地の境界確認事務については、国有財産法その他の法令に定めがある場合を除くほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において確認する公共用財産とは、次に掲げるもので公共の用に供するものをいう。

- (1) 道路法第2条第1項による認定市道
- (2) 市の所有する法定外道水路及び湖沼、ため池等
- (3) 河川法第100条第1項に規定する準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有地及び市有地

### (境界確認申請者及び境界確認申請手続きの代理)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「申請者」という。）から申請があった場合に境界の確認を行うものとする。

- (1) 申請地（公共用財産に隣接する土地）の所有権を有する者（法定代理人を含む）又は、その所有者から委任を受けている者

ア 法人にあつては代表者とする。

イ 所有者が死亡している場合は、原則として相続人全員とする。ただし、代表者でも申請することができる。

ウ 共有地については、原則として共有者全員とする。ただし、代表者でも申請することができる。

- (2) 公共事業等で境界確認を必要とする官公庁等

2 申請者は境界確認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）の「3 代理人」の欄により、申請に関する事務を委任することができる。

### (境界確認申請書)

第4条 境界確認の申請は、申請書によるものとし、次に掲げる図書を添付したものを1部提出させるものとする。

- (1) 位置図 主な目標物と申請地を示したもの（1/10,000～1/25,000程度）

- (2) 案内図 地図等に着色・引出し線を入れる等申請箇所を明示したもの（1/1,500程度）

- (3) 公図の写し 法務局備付の公図から申請箇所及び隣接地並びに対側地（以下「隣接地等」という。）の全部を転写（着色箇所は同様に着色し、申請箇所には引出し線

等を入れて明示する)し、次に掲げる事項を記入したもの  
ア 町、丁目、字名、地番、地目、地積及び土地所有者名  
イ 当該公図を保管する法務局名、公図番号  
ウ 方位、縮尺、転写日及び転写者の氏名・押印

(4) その他市長が必要と認める書類

(書類の審査及び受理)

第5条 市長は、申請書が提出されたときは、次の事項を審査し、境界確認を実施することが適当であると認めたときは、これを受理し、境界確認申請受払簿(様式第2号)に記載するものとする。

- (1) 申請者が第3条、申請書が第4条の要件をそれぞれ備えていること。
- (2) 所管する公共用財産であること。

(事前調査)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、関係者からの事情聴取及び現地調査等を行うことができる。

(境界立会い)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、原則として速やかに申請者(代理人)と協議し、境界立会い日時を定める。

- 2 隣接地等土地所有者に対する立会依頼については、申請者がこれを行うものとする。
- 3 隣接地等が既に境界協定済の場合は、隣接地等土地所有者の立会いを省略することができる。
- 4 境界が確認されたときは、境界標(コンクリート杭、金属標等容易に移動かつ滅失しないもの)を設置させるものとする。
- 5 境界標保全のため境界の近隣に不動点を設け、確認位置を明確にするものとする。
- 6 必要に応じて古老・地元精通者・その他参考人等の立会いを認めることができる。

(境界立会い復命書)

第8条 境界確認に立会った職員は、調査復命書(様式第3号)により復命するものとする。

(境界協定書の作成)

第9条 市長は、境界が確認されたときは、申請者から次に掲げる図書を添付した境界協定書(以下「協定書」という。)を2部提出させるものとする。

- (1) 境界協定書(様式第5号)申請者、確認した区域、立会年月日及び立会人の氏名を記したもの
- (2) 市道・法定外公共物・境界同意書(様式第4号及び様式第4号の2)隣接地等所有

者全員が署名（法人の場合は記名及び実印）したもの

(3) 境界協定図 作成年月日の記載、作成者の記名押印のあるもの

(4) 公図 法務局登記官の証明があるもの。写しについては、転写者の記名・押印のあるもの

(5) その他市長が必要と認める書類

2 隣接地等が既に境界協定済の場合は、隣接地等土地所有者の署名（法人の場合は記名及び実印）を省略することができる。

3 協定書の提出があったときは、内容を確認し、押印の上、協定書の1部を申請者に交付し、1部を永久保存するものとする。

4 協定書は袋綴じとし、それにより難いときは各葉に境界協定図作成者印と市長印で割印するものとする。

(同意不調)

第10条 市長は、申請書を受理した日から6ヶ月を経過しても境界確定の見込みがない場合は、受払い簿に必要な事項を記入し、同意不調として境界同意不調綴に綴る。

ただし、申請者から継続したい旨の申し出があり、理由が正当であると認められる場合は、この限りではない。

(申請の取下げ)

第11条 市長は、申請者から申請の取り下げがあった場合は、境界確認申請取下書（様式第6号）を提出させるものとする。

(境界協定図写しの交付)

第12条 市長は、境界協定がなされている箇所の境界協定図については、申請者に境界協定図写しを交付することができる。ただし、関係土地所有者の個人情報については削除する。

(境界協定図の交付申請)

第13条 境界協定図の交付申請は、境界協定図交付申請書（様式第7号）によるものとし、境界協定図交付申請受払簿（様式第8号）に記載する。

(境界協定図交付手数料の納付)

第14条 境界協定図写しの交付を受ける者は、宇都宮市手数料条例の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(境界協定図の交付申請の取下げ)

第15条 市長は、申請書を受理した日から3ヶ月を経過しても、申請者が交付を受けないときは、取下げがあったものとして処理する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。